

監査公表第13号（平成26年7月25日、県公報第3614号登載）

総務部及び商工部出先機関定期監査結果に基づく措置通知（平成25年度）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した総務部及び商工部出先機関定期監査結果の報告（平成26年3月27日25監総第958号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年7月25日

福岡県監査委員	小 串 正 伸
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	井 本 邦 彦

26商政第38号

平成26年4月14日

福岡県監査委員 小 串 正 伸 殿
同 伊 藤 龍 峰 殿
同 行 正 晴 實 殿
同 田 中 正 勝 殿

福岡県知事 小 川 洋

監査の結果に係る措置について

平成26年3月27日25監総第958号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

部局名	監査の結果	講じた措置の内容
商工部 (工業技術センター 機械電子研究所)	設備機器使用料において、 単価を誤ったため徴収過大と なっていた。 (13件)	過誤納13件分については還付処理を 行った。 今後は、使用料の事務手続きについて所 属研修を通じ職員に周知徹底を図るとと もに、所内におけるチェック体制を強化 し、再発防止に努める。